

第1回 西宮市立山東自然の家指定候補者選定委員会議事録（要約）

■開催日時

令和5年7月11日（火）

午前10時00分から午前11時40分まで

■開催場所

西宮市教育委員会神祇官分室2階204会議室

■出席委員（50音順）

有元 宏次（西宮市立小学校長会 浜脇小学校長）

岩元 佳菜子（西宮市PTA協議会 会長）

岸本 孝二（堂島総合法律事務所 弁護士）

日野 健太郎（一般財団法人野外活動協会 事務局長）

■事務局出席者

岡崎 州祐（学校支援部長）

町田 英子（青少年育成課長）

牧山 典康（青少年育成課係長）

濱田 崇仁（青少年育成課副主査）

■傍聴者

なし

■会議次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 自己紹介
4. 委員長、副委員長選任
5. 指定候補者選定についての諮問
6. 指定管理者選定の流れと公募関係書類について（説明）
7. 審査基準について（協議）

発 言 者	内 容
委員長	<p>(午前10時 開会) (配布資料の確認) (学校支援部長開催挨拶) (各委員自己紹介) (事務局職員紹介) (委員長、副委員長選任) 委員の互選により、日野委員を委員長に岸本委員を副委員長に選任 (指定候補者選定についての諮問) 岡崎学校支援部長より日野委員長に諮問書を手交 それでは協議に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>さきほど、教育委員会からの諮問事項である、「指定候補者として最も 適当と認められる団体の選考」について、これから協議を行い、最終的 には、答申を教育委員会に提出することになります。 まず始めに、指定候補者選定の流れについて、事務局より説明をお願い いたします。</p> <p>選定委員会は、本日の第1回のあと、10月上旬に第2回、中旬に第3 回の計3回の開催を予定しています。</p> <p>また、3回の選定委員会のほか、現地を見学する機会を8月中くらいで 設けたいと思います。</p> <p>本日の第1回の協議では、審査基準や審査方法について、審議、決定を させていただきます。本日の協議で出た意見を反映させて公募書類を完成 させ、7月31日から配布をスタートすることとしております。</p> <p>公募スケジュールは、その後8月に、申請予定者からの質疑に対する応 答を行った後、9月1日から8日までの間に申請を受け付けます。</p> <p>10月上旬に開催する第2回の選定委員会では、申請者によるプレゼン テーション及び審査、採点に当たって確認しておきたい事項についての 質疑応答を行います。</p> <p>10月中旬の第3回の選定委員会において、審査結果を確定し、指定候 補者として最も適当と認められる団体を教育委員会に対して答申する という流れになっています。</p> <p>ただし、申請団体が少なければ、第2回の選定委員会で終了することも 考えています。</p>
委員長 事務局	<p>次に、公募関係の書類について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>公募に当たっては、「募集要項」、「業務仕様書」、「申請書類の様式」 及び「基本協定書(案)」を配布します。</p> <p>募集要項には、施設の概要や管理の基準、指定期間のほか、申請資格や 申請手続き、選定方法や選考基準など、条例で明示することを定められ た事項を掲載しています。3ページの「5 経費の負担」ですが、管理</p>

発 言 者	内 容
	<p>運営にかかる費用は、市より指定管理料として支払います。指定管理料の金額については、申請者に提案をしてもらいますが、市教育委員会が積算した令和6年度の指定管理料を参考価格として提示しております。この金額は、令和5年度の指定管理料に物価上昇と賃金改定を見込んだ額としています。</p> <p>また、施設使用料は、市の歳入となります。一方、食事及び教材等の料金収入については、指定管理者の収入となります。ただし、食堂運営業務に係る費用、食堂部門の職員の人件費や食事等の仕入れの材料費などは、この料金収入を充当してもらうこととなります。また、自主事業の参加費や自動販売機の売上料金は、一部は西宮市に納付してもらいますが、基本的には指定管理者の収入にできるものとなっております。</p> <p>4ページの「6申請資格等」のうち特徴的な項目としましては、(1)のウ、エ、オとなります。いずれも、自然学校の拠点施設として、安定的かつ確実な運営が求められることから、前回公募を行った際から資格要件としている項目です。</p> <p>7ページにまいりまして「11の選考基準」の(1)から(4)については、市の一般的な基準となっております。それを具体的に示したものが、8ページの審査基準の表となります。本日の協議では、この表について、内容を協議していただくこととなります。</p> <p>9ページ以降については、選定後の流れや問い合わせ先などとなります。募集要項についての説明は以上です。</p> <p>次に業務仕様書についてですが、こちらは主に指定管理者が行う業務の範囲、内容を具体的に示すものとなっております。現在の指定管理者が行っている業務と変更はありません。</p> <p>4ページの「3職員の配置」では、これまでと同様に、安全安心のため、に看護師または准看護師の配置を、設置目的達成のために野外教育活動事業ができる職員の配置を求めているほか、施設を管理運営する上で必要な有資格者の配置を必要としています。</p> <p>その他、個人情報の取扱いやリスク分担についても、記載をしております。</p> <p>続いて、申請書類の様式についてですが、様式1は申請書、様式1-2から1-5は、団体の組織や財務の状況、その他申請資格としている施設運営の実績などを記載する様式となっております。様式2は、施設の管理に係る事業計画書で、審査する際に主に見ていただく様式となっております。この様式2は、協議の結果、事務局案から変更になった部分につきましては、様式2もそれに合わせて記載項目を追加、修正します。様式3は5年間の収支予算について、提案する書類となります。</p> <p>最後に、基本協定書ですが、こちらは、指定管理者の指定を受けた団体</p>

発 言 者	内 容
委員長 委員 事務局 委員長 事務局	と市教育委員会との間で締結する、指定施設の管理に関する協定書の案となっています。申請しようとする団体に、指定管理者の責務をより確実に理解しておいてもらうことが大事と考え、公募の際に予め示すことにしたものです
委員長	今の説明に対して、不明な点や質問等はありませんか。
委員	令和5年度の指定管理料の金額はいくらですか。
事務局	88,943,000円です。
委員長	これまでは、応募が1者しかなかったのですね。
事務局	これまで公募したのが、平成29年度からの指定管理者選定の1度だけで、その際は応募が1者のみでした。
委員	応募が1者のみだった場合でも、不適格と判断することはできるのでしょうか。
事務局	可能です。
委員	業務仕様書の「職員の配置」で、野外教育活動事業の企画運営が可能な職員について、この職員を中心に自然学校の指導補助員をお願いする、あるいは指定管理者からの委託で野外活動の団体に、山東を自然学校で利用する間、来ていただく、あるいは専属的に従事していただくということができるのでしょうか。
事務局	現状では、指導補助員の立場の方を雇う仕様にはなっていません。当該職員に関しては、自然学校の際に主となって業務に当たるというよりは、自主事業を企画するのが可能な職員をとということでご理解ください。
委員	一般の利用者に対して、例えば冬にこんな企画がありますとかの企画運営をしていく職員ということですね
事務局	その通りです。
委員長	自然学校では、指導を中心として行うのが学校である以上、施設側の職員が指導を行うのを控えてしまうところがあると思います。そのあたりは学校と調整となるとと思いますが、プレゼンの時に聞いていただいたら面白いかもしれません。
委員長	それではこれより、本日の協議事項となっている審査基準について協議を行います。
事務局	協議の流れですが、最初に審査項目の内容について確認を行い、その後で配点や採点、集計方法についての協議を行います。
事務局	それでは事務局より審査項目について説明をお願いいたします。
事務局	審査基準は、実際に審査するに当たって、公正性及び透明性を確保するために、予め具体的な基準と、配点を定めておくものです。決定した審査基準のうち、審査項目と配点は募集要項に掲載することとなります。

発 言 者	内 容
委員長	<p>本日、事務局案を提示させていただいておりますが、審査基準の決定は実際の審査を行う選定委員会が行うこととなっております。必要な修正を加えていただいたうえで、本日の協議の中で決定をお願いいたします。</p> <p>(審査項目事務局案の説明)</p> <p>それでは、審査項目について、順に確認していきたいと思います。委員のみなさんが実際に審査をするにあたって、この項目はわかりにくいとか、こういう観点は大切にされた方が良いのではないかといった意見をたくさん出していただくことがメインになりますので、自由に述べていただければと思います。</p> <p>まず、選定基準の1番「市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと」について、気になる部分やご意見等がありますでしょうか。</p>
委員	<p>市民の利用に関し、と書いてありますが、市民というのは、これは西宮市民ということですか。</p>
事務局	<p>市民料金で利用できるのが、西宮市民及び施設設置場所の朝来市民ですが、実際利用していただくのは両市民以外の方もいらっしゃいますので、利用者と変えていただいても結構かと思えます。</p>
委員	<p>市民の、を削ってもいいのかなと思うのですが皆さんいかがですか。</p>
委員	<p>賛成です。広くたくさんの方に利用していただいた方がメリットが出ると思います。</p>
委員長	<p>「市民の」というのではなく、「利用者」という言葉でいいのかもしれませんが、対象にはこの施設を利用されない方、地域の方も含まれるかもしれませんがので文言については、事務局の方で考えていただけたらと思います。</p>
委員	<p>それでは、選定基準2、「指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、施設の効率的な管理運営が図られるものである」について、いかがですか。</p>
委員長	<p>「利用者サービスの向上」の大項目の中に、施設を清潔に保つという観点の項目は入れなくてもいいのかなと疑問に思いましたのと、「食事サービスの提供」の小項目に、アレルギーに関する対応を含めてしまうのではなく、アレルギー独自にどのように対応されるのか、別項目であった方が審査しやすいのではないかと思います。以前よりもアレルギーに対する対応が大変になってきている昨今でもありますので。</p>
委員	<p>衛生の項目を追加することも可能ですが皆さんいかがでしょうか。別項目の解釈を変える方法もあるかもしれません。</p>
委員	<p>小項目の「業務実施体制」や「安定的なサービスの提供」との関係で、別項目まで立てる必要があるか、悩んでいるところです。</p>

発 言 者	内 容
委員	そこに衛生の内容を入れて頂いてもいいかもしれないです。
委員長	そうしますと、「安定的サービスの提供」あたりに維持管理、衛生面を加えるような形で、検討するというところでよろしいでしょうか。
委員長	アレルギー対策については、申請書にアレルギー対応策を記載してもらいます。これを別に項目として、付け足すかどうかです。
委員	アレルギーの項目を別に立てた場合に、もうひとつ残る「食事」は利用者の満足度を上げるとか市民以外の利用者と呼ぶという観点になるでしょうか。
委員	利用される方は食事をすごく気にされるので、项目的に二つあった方がありがたいのではないかと思います。
委員長	食事サービスの提供に関しては、先ほどおっしゃった食事がおいしいかどうかというポイントっていうのは、面白い項目だと思います。こういう施設っていうのは、選ばれる理由が食事のおいしさであったりするものですから。
委員	食事については配点を高めて、アレルギー等と、「サービスの提供について」は、もう少し具体的な食事のサービスとして、例えば、自然学校にふさわしいか、というようなことを出していくのが良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。
委員 事務局	採点方法ですが、0点を付けた場合、その時点で失格ということですか。前は、どなたか一人の委員が0点をつけたら即失格という扱いではなく、話し合っていたら、選定委員会全体として0点が付いた場合には失格という扱いでした。
委員	アレルギー対策をしてないのは0点という話になるとと思いますので、項目としては立てなくてもいいかもしれないという気がします。
委員長	全体として食事を判断していくという形の解釈をどのようにしておくかということもあります。
委員	「食事サービスの提供」という項目の考え方として、利用者の満足度を高める、調理としての楽しみの部分と安全対策としての部分とポイントを2つ設ける形でいかがでしょうか。
委員長	項目はこのままにして、解釈としてそのような考え方を持つておくのは一つの手ですね。いかがでしょうか。
委員	それで結構です。
委員長	他の項目、特に自然学校関係のことについてなど、どうでしょうか。
委員	「プログラム運営が円滑に進むために協力を行う姿勢」という項目に関することで、学校が指導補助員を連れて実施する中で、先ほどの企画運営する職員さんとの連携というのがひとつポイントになっていると思います。
委員長	提案書の様式では、「自然学校のプログラムが円滑に進むための施設側

発 言 者	内 容
委員長	<p>の協力についての考え方」という項目になっています。この項目の書き方では、協力をしてやるというイメージに見えますので、例えば、「円滑に進むための学校との連携の考え方」という風な項目に変えると少しニュアンスが変わってくると思います。</p> <p>審査基準の方も、協力という形ではなく、連携というもう少し結び付きを濃くする仕組みが作れないかなと思います。いかがですか。</p> <p>(全委員了承)</p> <p>では、審査項目2のイの項目について「協力を行う姿勢」ではなくて、「学校と連携を行う姿勢」という文言に変更したいと思います。</p> <p>次の選定基準3番「管理を安定しておこなう物的、人的能力を有するものであること」について、何かありますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
委員	<p>それでは、選定基準4番、「施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること」の項目でご意見をお願いします。</p> <p>審査項目10の「安全安心の確保」で、事故防止、防犯、防災については記載がありますが、「救急」という言葉が入らなくて良いでしょうか。</p> <p>現地では、急な病気で、タクシーに搬送をお願いしたいと思っても、都市部とはタクシー会社の規模が違うので、手配してもらえず困る時があり、施設での救急体制、特に夜間の体制については、気になる部分です。</p>
委員長	<p>事故等の部分に何か文言を加えるかどうかになってきますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>審査項目10のイは、防止、防犯、防災なので、ここは未然に防止する考え方かと思えますので、ウの緊急時の対策として、事故だけでなく「急病」という文言を審査のポイント・考え方、もしくは審査項目に入れるのはどうでしょうか。</p>
委員長	<p>ウのほうで、事故、急病という形で入れるのでいいかと思うのですが、いかがですか。</p>
委員長	<p>(全委員了承)</p>
委員長	<p>施設の衛生面について、先ほどご意見がありましたが、4番の10のアの部分に付け加えるのが良いのではないかと思います。日常の維持管理に入ってくると思うのですが、文言などいかがでしょうか。</p>
委員	<p>「清掃」を入れて、「維持管理や清掃、補修に関する」としてはどうでしょうか。</p>
委員長	<p>では、その形にしましょう。</p> <p>事業計画書の様式についても、「利用者が安心して利用できる環境整備の考え方」という項目を増やすことでお願いします。</p> <p>その他、選定基準4の8「管理運営実績」を評価するポイントで、生徒、児童に対する事業実施経験のところを、学校や青少年に対する事業実施</p>

発 言 者	内 容
委員	経験ということでプラスアルファの要素を入れていくというのはどうでしょうか。
事務局	今の提案との関連で、一度整理したいのですが、「募集要項」の6申請資格の(1)のエで、宿泊型施設運営に3年以上の実績があれば、自然学校受け入れをやっていなくても応募資格はあるということですか。
委員長	申請資格のオで、自然学校には限りませんが、生徒、児童への事業の実施の実績があるかどうかということは条件に入っています。
事務局	この「生徒、児童」という文言では、学校を対象にした事業であるのが前提で、青少年に対する事業は対象外になるというイメージでしょうか。
事務局	生徒、児童の年代に対しての実績というイメージですので、特に「学校」ということではありません。
委員	ここは対象を広めに取った方がいいのかもしれませんが。
委員長	申請資格についても当委員会から意見を出すことは可能ですか。
事務局	自然学校の拠点であり、青少年向けの施設であって、空いているときは一般利用も受け入れるという施設ですので、特に生徒、児童の年代に対してのサービスの文言を入れていきますので、一般利用者にまで広げるのではなく、青少年という範囲には留めたいと思います。
委員長	では、申請資格は触らず、審査の際の解釈の部分で、生徒や児童は学校も含めた形であって、かつ年齢は青少年の範囲である、という認識の仕方よろしいでしょうか。
委員	審査のポイントとしては、青少年という言葉が良いのではないかと思います。
委員長	「学校」という言葉は入れておいた方がよろしいでしょうか。
委員	かっこ付きで「学校」やあるいは「主に学校」という書きぶりになると学校以外の利用も視野に入れながら自然学校の実施について重きを置くという解釈ができるのではないかと考えます。
委員長	「青少年（主に学校）に対する」という書き方でいかがでしょうか。 (全委員了承)
委員長	選定基準4については、これでよろしいでしょうか。 (意見なし)
委員	最後の選定基準5ですが、ここは機械的な審査になるようですが、何かご意見ありますか。
委員	2者3者と申請者が出たとき、良い提案内容だったのに、ここで点数が入って逆転という可能性も出てきますよね。
委員	私もそれを気にはなっていたのですが、30点配点だと8割の価格が出てきたとしても6点しか変わらないですよ。だから多めの配点しておかないと差がつかせません。

発 言 者	内 容
委員 事務局 委員長	<p>一般的にこういう点数配分なのではないでしょうか。</p> <p>市の指定管理者制度運用マニュアルにおいて、価格点は、提案内容を重視する場合で配点の2割、価格を重視する場合は5割となっています。</p> <p>この項目について、よろしいですか。</p> <p>(全委員了承)</p> <p>それでは、審査項目の確認が終わりましたので、次に配点と採点、集計方法について協議を行いたいと思います。事務局案の説明をお願いします。</p>
事務局 委員長	<p>(配点、採点方法の事務局案の説明)</p> <p>事務局の案の説明を受けて、協議を行います。まず、各項目の配点や全体の総合点、それから採点の方法について、ご意見ございますか。</p>
委員	<p>最低点を作ってしまうと、甘くなりがちになると思うので、避けたほうがいいと思います。その方が低い点を思い切ってつけやすい。</p>
委員長	<p>配点5点満点というのはいかがでしょう。10点となると採点が難しくもなってきますが、5点のままでよろしいでしょうか。</p> <p>(全委員同意)</p>
委員	<p>5点を基礎として、重点項目の点数をあげるのも可能ですが、ご意見ありますか。</p> <p>単年度ですとか、来年度のことだけを考えると、重点項目を設けたいという気はしますが、今、出ている課題がこの先ずっと続くかといえ、違うと思いますので、今回の指定管理については、一律の点数で良いのではないかと考えております。</p>
委員長	<p>一律でよろしいですかね。</p> <p>(全委員同意)</p>
委員	<p>では、価格点を除き、一律5点で、合計点は150点満点という形になります。</p> <p>さきほど、最低点を設けるかどうかという点で、設けない方が良いのではないかということでしたが、それでよろしいですか。</p>
委員 委員長	<p>いらないと思います。</p> <p>では、設けずに厳しく採点していきましょう。採点と集計の仕方ですけれども、昨年度は全委員の平均点を取りましたが、その他にも真ん中二人の点数を採るパターンなどもあります。</p>
委員	<p>昨年は確か各委員が点数を入れて、平均点が出る形であったような気がします。</p>
委員長	<p>その上で、委員間で解釈の違いなどがありましたので、その差を話しながら修正していったという形でした。その形でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>偏った傾向が出かねないので、点数を開示する形でそこで一緒に討議させていただくとありがたいです。</p>

発 言 者	内 容
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>では、昨年と同様、全委員の平均点を取りますが、全委員の点数が見える状態で話しながら、修正をかける形で集計をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>（全委員同意）</p> <p>はい、それでは集計方法については全委員の平均点、最低点はなし、ということで、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日の協議事項につきましては、協議が終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。</p> <p>（事務連絡）</p> <p>（午前11時40分 終了）</p>